

子どものインターネット・セーフティのための地域連携 —意義と課題—

坂元 章¹⁾

要 旨

インターネット・セーフティについて、地域連携の取り組みの重要性が指摘されてきたが、その意義や課題などについて文献的にはあまり明示されてこなかったように見える。そこで、本稿では、こうした地域連携に関する取り組み例を挙げたうえで、その意義、連携を促す取り組み、議論すべき課題について、若干の論考を記述した。

インターネットの普及に伴って、子どもがそれによってさまざまなトラブルに巻き込まれることが社会問題となってきた。そうしたトラブルをいかに避けていくかというインターネット・セーフティの取り組みが、子どもやインターネットの問題などに関わる個人や団体によって続けられてきた。

そうした取り組みにおいて、関係団体が連携していくことが重要であると、従来から言われてきた。実際に、従来、保護者やPTA、地域の方々、NPOや公益団体、事業者、学校、警察や行政などの主体が、さまざまに連携して取り組みが行われてきた。

しかしながら、インターネット・セーフティの取り組みにおいて連携がなぜ必要かということについて、また、どのような課題があるかということなどについて、文献上ではあまり論じられていないように見える。

そこで、本稿では、それらに関する若干の論考を記述する。

地域における連携の例

そうした論考を述べるまえに、インターネット・セーフティに関する地域連携による取り組みのあり方の例をいくつか挙げる。

第1に、今日まで最も広く行われているものとしては、携帯端末事業者などがインターネット・セーフティに関する講習会を学校の差配を得て実施するものがある。それぞれの事業者が意欲的にこうした講習会を行っており、株式会社ドコモのスマホ・ケータイ安全教室に至っては、1年間の受講者の延べ数が100万人を大きく超えている(NTTドコモ, 2020)。これは、現在の日

本の一学年分の人数をはるかに上回る巨大なものである。

第2に、最近目立っていると思われるのは、NPOや事業者と、その地域の警察が合同して講習会を行うものである(例えば、NTTドコモ, 2016)。NPOや事業者はインターネット関係のサービスについて詳しく、警察はその地域の犯罪やトラブルに詳しい。また、複数の話者がいることによって、目先が変わり、それは受講者の注意を持続させる。こうしたことから、このような講演会を評価する意見が見られる。

第3に、各地のPTAが作成した保護者向け、子供向け、家庭向けの啓発コンテンツを、その地域の教育委員会を通じて学校で配布したり、そこでその内容に基づいて指導を行ったりする取り組みも見られる(例えば、文部科学省, 2015)。

第4に、大学生や高校生が中学生や小学生を指導する取り組みもしばしば見られる(例えば、摂待, 2013)。これは、学校同士が直接的に交渉して連携する場合もあるし、その地域の行政や警察が大学生や高校生を確保し中学校や小学校に派遣する場合などもある。前者の場合は、校種間の連携事業であり、後者の場合は行政あるいは警察と学校の連携事業であると言える。

以上は、教育啓発に関する連携による取り組みであるが、他の種類の取り組みもある。例えば、秋田県は、医療関係者、学校関係者、行政が連携してネット依存対策の合宿を行っている(秋田県, 2019)。

地域連携が必要な理由

このように多様な連携があるが、なぜ連携が必要であるのか。1つには、法律の存在があると考えられる。

2008年6月に成立した青少年インターネット環境整備法の第7条は、以下のようにになっている(内閣府,

2020年1月10日受付 2020年1月31日受理

1) お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系

2020)。

「国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。」

この条文は、民間団体相互間の連携協力を強く求めているものと言える。実際に、国や地方公共団体は、そうした取り組みを進めており、例えば、内閣府は、1年に数回「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を催し、開催県での地域連携に関する意識や議論の活性化を図っている(内閣府, 2019)。

この法律によって、地域連携が促されてきた面があると考えられるが、しかしそもそもなぜ地域連携が必要であるか。これについては、少なくとも文献的には必ずしも明確化されてこなかったように思われる。

また、この法律で言及しているのは、あくまで民間団体相互の連携であり、行政と民間団体の連携は含まれていない。この行政と民間団体の連携も、民間団体相互のものと同時に、一般に求められるものと見られているように思われる。この必要性については法律からでは説明されない。

地域連携がそもそも必要な理由については、以下があると考えられる。

第1の理由は、特定の取り組み主体では、専門性や得意分野の領域に制約があるため、単独ではなく、地域連携によって複数の主体が全体で取り組みをカバーすることが重要であるということである。例えば、学校や行政は啓発の場を設けたり、対象者を集めたりすることには強い力を持つが、インターネット関係のサービスや、その地域の犯罪やトラブルの状況に詳しいとは限らない。そうした専門性は、サービスについては事業者やこの問題を扱っているNPOが持っており、犯罪やトラブルについては、警察が持っているということになる。

第2の理由は、負担の分散である。特定の主体だけでは、取り組みに伴う負担が担い切れないことから、十分な取り組みにならないことが懸念される。そうした問題を解消するためには、負担を分散し、さまざまなところが少しずつ力を出し合うことが必要になる。

特に重要となるのが学校の負担軽減である。学校は、インターネット・セーフティに関する啓発の担い手としての潜在力は大きい。教員には当然のことながら高い指導技能があり、また、教室などの啓発のための施設がもともとある。子どものみならず、保護者へのアクセスも可能であり、さらに、学校が啓発の取り組み

をすれば、教員はこの問題に関する専門性を高め、子どもや保護者の相談相手にもなりうる。しかしながら、教員の多忙問題はよく知られており(内田, 2017)、これ以上の負担の増加は容易ではない。そのため、他の主体が協力して、いかに学校の負担を減らすかが重要なこととなる。

地域連携の必要性に関する第3の理由は、連携は、多くの関係者を取り組みに参加させることになり、それらの関係者の思考停止を避ける意味があるということである。例えば、もし学校や行政だけが単独で取り組みをすることになると、これは学校や行政に任せておけばよい問題であるというように考えられるようになって、他の主体それぞれのインターネット・セーフティに関する技能が伸びなくなってしまう。いざそれらの主体が力を発揮できる場面や役割があったときに機能しないことが心配される。

第4の理由は、上述した、多くの関係者の参加の件に関連するものであるが、地域人材の発掘に寄与するという点である。地域連携が多くの主体を巻き込めば、そこに技能と意欲を持った人材がいる可能性がある。そうした人材がそれ以降の取り組みに参加していくことになるかもしれない。取り組みに触れる機会がなければ、その人材はインターネット・セーフティの重要さや取り組みの意義に気づかないかもしれない。

第5に、地域連携は、関係者間の情報の共有や交換を促す。例えば、事業者と学校が連携して取り組みを行う場合、その取り組みにおいて、学校はインターネット・セーフティに関する先端的な問題について知識を深め、一方、事業者は、学校や児童生徒の状況について理解を深めることができる。

第6の理由は、とくに行政と民間団体が連携する場合に当てはまるものであるが、民間団体の活動を促し、その力を強くするという点である。青少年インターネット環境整備法に謳われているように、インターネット・セーフティの取り組みにおいては、民間団体が大きな役割を果たすことが必要であり、行政はそのために民間の取り組み主体を育てていくことが求められる。行政と民間団体の連携は、民間団体に経験を積みませ、その能力を高めることになると考えられる。

このように、地域連携がそもそも必要な理由として上記の6つが考えられ、それは同時に地域連携の意義であると言える。

地域連携を促す取り組み

以上のように、地域連携にはさまざまな意義や必要性があり、推進が求められるものである。しかしなが

ら、これまで地域連携による取り組みは、携帯端末事業者が主導する講習会など盛んに行われているものがあるものの、盛んなものは限られており、まだまだ十分な広がりを見せているとは言えない状況である。

今後、地域連携を促すことが求められるが、そのためには、少なくとも以下のことが必要であるように思われる。

第1に、意識の喚起である。連携のためには、取り組みをするときに、連携という手段があるということを見つけなければならぬ。そうした発想が浮かぶような意識を喚起していく取り組みは意味を持つと考えられる。

第2に、情報の共有である。連携による取り組みのためには、他の主体で何をしているかを知っている必要がある。それぞれの取り組み主体がそれを知らない場合があるかもしれない。そうであれば、互いの取り組みに関する情報を交換する機会が必要とされる。

先述のように、内閣府は、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を行っているが、これは、こうした意思喚起や情報共有の機会を提供するものになっていると考えられる。また、内閣府は、青少年インターネット環境整備に取り組む、全国の民間団体のリストを作成し、それを紹介しているが(内閣府, 2017)、これも、関係団体の情報共有を図り、連携を促そうとするものであろう。こうした活動が各地で行われていくことが望まれる。

地域連携を促すために必要なことの3つ目は、体制づくりである。連携を容易にするための体制があることは有用であると考えられる。例えば、秋田県では、2013年に、インターネット・セーフティ推進委員会を立ち上げ(2017年度より、インターネット・セーフティ運営協議会)、同県の地域連携の取り組みに関する運営と監督を行ってきた(秋田県, 2019)。また、青森県では、2019年度より、「青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業」を始めており(青森県, 2019)、そこでは、「青森県の知事部局、教育委員会、警察本部の三者が所管する人的資源、情報資源を相互に乗り入れる」ことが謳われている。こうした体制があることは、地域連携を促すものになりうるであろう。

このように、意識の喚起、情報の共有、体制づくりをもたらす取り組みが地域連携を進めるために求められるものと思われる。

議論すべき課題

インターネット・セーフティに関する地域連携の取り組みは、まだまだ発展途上にあり、今後、さまざま

な試みと議論が行われ、経験とノウハウが蓄積されていく必要がある。とくに以下のことについての議論がまずは必要である。

第1に、連携の在り方として、どのような主体がどのように連携する手段がありえるのか、また、どのような場合に、どのような手段が有用であるのか、である。これは、基本的な問いであるが、しかし、現状ではまだ議論が進んでいるとは言えないように見える。現在まで各地で進んでいる、さらには今後行われていく取り組みの在り方を整理し、分析していくことが求められる。

第2に、どのような体制をつくるべきか、である。先述したように、取り組み主体が情報交換を行ったり、連携しやすくしたりするための体制があることは有用に思われる。しかしながら、どのような体制が効果的であったり、適切であったりするののかについては、議論は乏しい。この点を今後掘り下げていく必要がある。

第3に、どのようにすれば、小さな地域の単位での連携が可能になるかである。地域連携は、国よりも県、さらに県よりも市町村で実現されるほうが、意義が大きいと考えられる。なぜならば、第1に、そのほうがコストを抑えることができる。例えば、講習会に講師を招くとしても、近隣にいる講師であれば高額の旅費は発生しないことになる。さらに、日程の調整についても制約が小さくなる。第2に、同じ地域に住む講師は、その地域の事情をよく知っていることで、その地域性を踏まえた啓発が可能になる。第3に、小さな地域の中でインターネット・トラブルに対応できるのであれば、それだけ地域の中にこの問題に関する素養を持つ人が存在することになり、それは子どもトラブルを素早くかつきめ細かく見つけ対処できることに結び付くと考えられる。第4に、インターネットに関する取り組みは、自由に対する保護の観点から、もともとと国など自分から離れたところではなく、自分に近いところでの意思や決定によって進められることが望ましい。小さな地域単位での取り組みは、それだけ自分に近いところにある。こうした小さな地域での連携をどう実現させていくかについて、議論が行われていく必要がある。

引用文献

- 秋田県(2019) 2019年度 大人が支える！インターネット・セーフティ推進事業について
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/26129>
(検索日：2020年1月31日)
- 青森県(2019) 青少年の安全・安心なネット利用環境づ

- くりの推進について
<https://www.pref.aomori.lg.jp/release/files/2019/63666.pdf> (検索日: 2020年1月31日)
- 文部科学省(2015) 情報モラル実践事例集
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408132.htm (検索日: 2020年1月31日)
- 内閣府(2017) 青少年のインターネット環境整備に取り
組む民間団体活動事例集(PDF版)
https://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h28/minkan_katsudou/pdf-index.html (検索日:
2020年1月31日)
- 内閣府(2019) 令和元年度「青少年のインターネット利
用環境づくりフォーラム」の開催について
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_
use/r01/forum/index.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/r01/forum/index.html) (検索日: 2020年1月31
日)
- 内閣府(2020) 青少年インターネット環境整備法・関係
法令
[https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_
torikumi/hourei.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_) (検索日: 2020年1月31日)
- NTTドコモ(2016) 全国初 広島県警と合同の「ドコ
モ・ポリス・バック」を実施
[https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/chugoku/
page/160401_01.html](https://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/chugoku/page/160401_01.html) (検索日: 2020年1月31日)
- NTTドコモ(2020) スマホ・ケータイ安全教室
[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/
safety/educational/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/index.html) (検索日: 2020年1月
31日)
- 撰待 卓(2013) ネットの安全教育, 生徒が先生役 年齢
近く説得力 NIKKEI STYLE
[https://style.nikkei.com/article/DGXBZO60109320
U3A920C1WZ8000](https://style.nikkei.com/article/DGXBZO60109320U3A920C1WZ8000) (検索日: 2020年1月31日)
- 内田 良(2017) 教員の多忙 授業準備できず Yahoo!
JAPAN ニュース
[https://news.yahoo.co.jp/byline/
ryouchida/20171008-00076667/](https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20171008-00076667/) (検索日: 2020年1
月31日)